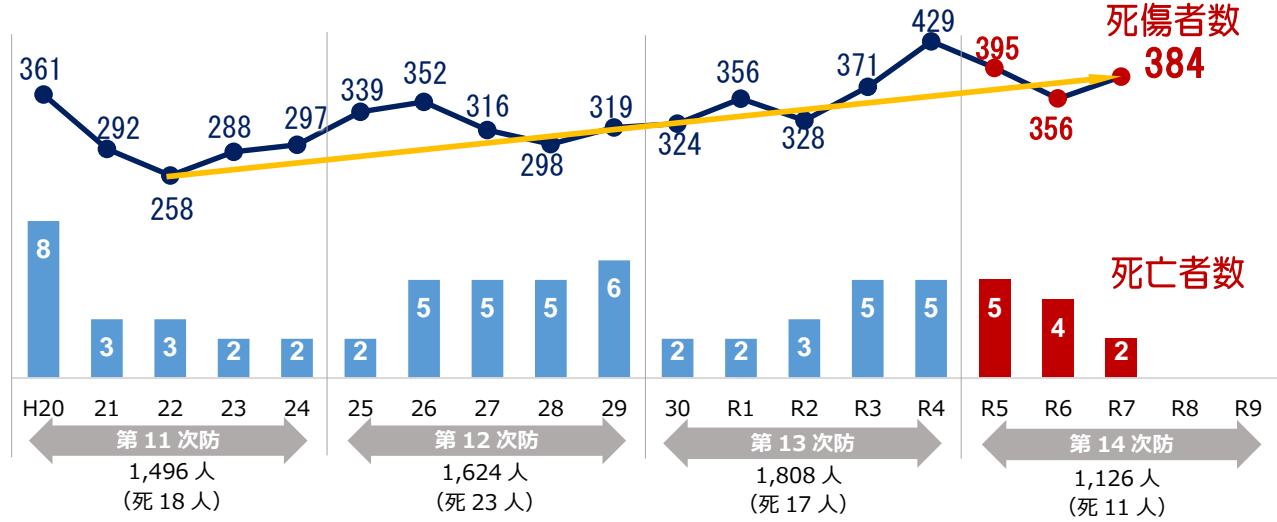




図・表等に必要なリンクを付けていますので適宜クリックしてご覧ください。

I 労働災害発生動向 増加に転じ3年連続の減少とならず

花巻監督署管内における労働災害は、増加に転じ3年連続の減少に至らず。長期的には平成22年以降増加傾向が続いています。第14次労働災害防止計画の3年間（R5年～7年）は、第13次防の3年間に比べ118人、11.7%の増加となっています。より積極的な取り組みをお願いいたします。



花巻労働基準監督署に届出された労働者死傷病報告で休業4日以上の労働災害を集計（※新型コロナウイルス感染症を除く）

II STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

令和7年6月から、労働安全衛生規則第612条の2において、熱中症対策が義務付けられています。厚生労働省では、熱中症による労働災害を予防するため、「クールワークキャンペーン」を展開します。クールワークキャンペーンでは、4月を準備期間とし、以下の準備を進めましょう！



労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	作業手順・作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止を含めた作業手順・作業計画の策定	休憩場所の確保を検討 エアコン・冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
暑さ指数（WBGT）把握準備 JIS規格に適合した暑さ指数計（WBGT計）を準備し、点検	設備対策の検討 暑さ指数低減のため、簡易な屋根、通風又は冷房設備、散水設備の設置を検討	服装の検討 透湿性・通気性の良い服装を準備 身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討
緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応（異常時における連絡体制、対応手順等）を確認し、関係者に周知	教育・研修の実施 管理者、作業者に対する教育を実施	教育動画 e-learning 自分でできる熱中症予防 クイズで理解度を深めよう！

こちらもご利用ください → [厚生労働省 熱中症予防のための情報・資料サイト](#)



III シリーズ 労基法クイズ ① 労基法第15条労働条件の明示

4月は新入社員を迎え職場が活気にあふれる感じですね。労働者を雇い入れるに当たって必要なことは何でしょうか？

- 第1問** 面接時に求人票で説明したから問題ないよね？ ①ちゃんと見せたい問題ない ②口頭説明でよい ③労働条件の書面明示が必要
- 第2問** 懲戒規定は明示する必要あるの？ ①採用時に懲戒の説明は不要 ②規定があるなら必要 ③必要ない、問題があったら対応するだけ
- 第3問** パートの更新の事は説明する必要ないよね？ ①今は必要ない ②その時が来たら必要 ③有期契約で更新する場合があるなら必要
- 第4問** 労働条件の書面はいつ渡すの？ ①労働契約締結時 ②入社1か月後の月末 ③入社後最初の給料日
- 第5問** パートの労働条件の書面には何を書くの？ ①採用日と部署名 ②労働時間、賃金、契約期間など ③パートは書面不要

ヒント「[労務管理ハンドブック](#)」をご覧ください。

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう！





年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしている全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

パートタイム労働者等の年次有給休暇の比例付与の詳細はこちら↓

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/roudousya.html>

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/planned-granting/>

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/holiday/time-unit.html>



V 障害者の働く職場のコミュニケーションに関するアイデア集



障害者職業総合センターは「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設置されており、広域・地域障害者職業センターの運営、職業リハビリテーションに関する研究、技法の開発及びその成果の普及等を行っています。

障害者を雇用する職場では、様々な情報のやり取り（コミュニケーション）が行われています。しかし、情報共有に関して障害に起因する課題に直面し困っている障害者もいます。

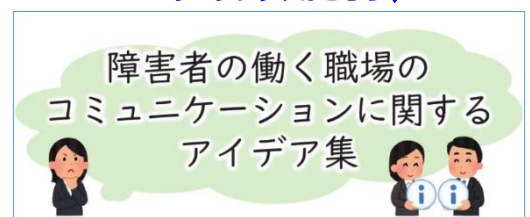
障害者職業総合支援センターでは、職場のコミュニケーションに関して障害者と周囲の間に生じる課題、それを解消するために事業主や本人が行っている配慮や工夫を紹介しています。

職場での情報のやり取りが円滑に行われることは、組織の生産性向上に不可欠だけでなく、社員みんなにとって働きやすく、風通しの良い職場づくりにも役立つと考えられます。

リーフレットでは、障害者が働く職場でのコミュニケーションに関する配慮や工夫を具体的に紹介しています。

障害者とその上司や同僚が、共に生き生きと働ける職場を目指す際のひとつのヒントとしてご活用ください。

リーフレットはこちら↓



調査研究報告書「職場における情報共有の課題に関する研究－オンラインコミュニケーションの広がりなど職場環境の変化を踏まえて－」

VI Q&A「化学物質のリスクアセスメント対象物質」

Q：当社では有機溶剤を使用しています。「リスクアセスメント対象物質」とは何ですか？やらなければならないのですか？

A：平成28年6月労働安全衛生法が改正され、SDS交付義務の対象となる物質について、リスクアセスメントが義務付けられました。化学物質のリスクアセスメントは、業種・事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場が対象です。

労働安全衛生法第57条の3では「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。」とし、その結果に基づいて各種措置を講じ、労働者の危険又は健康障害防止対策を講ずることとしています。リスクアセスメントの対象物は表示対象物及び通知対象物とし、労働安全衛生法施行令第18条の2（令別表9）、労働安全衛生規則第30条（則別表第2、但書注）、同規則第31条で規定しています。

リスクアセスメントの実施時期については、労働安全衛生規則第34条の2の7で規定しています。（パンフレット参照↓）

リスクアセスメントの対象物質は「職場のあんぜんサイト」でご確認できます。

➡ http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

【参考】

[「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」令和8年2月20日基発0220第1号](#)

[新たな化学物質規制の対応（情報チャンネル令和6年10月号IV）](#)

[業種別・作業別マニュアル（情報チャンネル令和7年12月号IV）](#)

[化学物質管理相談窓口（情報チャンネル令和7年9月号IX）](#)

[保護具着用管理者の選任と保護具の管理（情報チャンネル令和7年7月号V）](#)

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

化学物質が働く職場の安全を

**労働災害を防止するため
リスクアセスメントを実施しましょう**
労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について
1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。
2. 譲渡提供時に容器などのラベル表示が義務づけられました。

<リスクアセスメントとは>
化学物質やその混合物の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への健康または環境被害を防止するための措置を講じ、リスクの低減対策を講ずることを行います。

<対象となる事業場は>
業種、事業規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。
製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>
事業場で取っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。労働安全衛生法「第57条」の労働者の対象である640物質です。
640物質は以下のサイトで公開しています。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの職場でも化学物質を使っていますか？
リスクアセスメントのやり方を見直しましょう。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署



VII 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止について「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」(令和2年8月17日付け基安化発 0817 第1号)及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」について、技術動向等を踏まえ改正されました。改正内容は以下のとおりです。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について (令和2年8月17日付け基安化発 0817 第1号、一部改正令和7年12月26日)

【改正】

鉛中毒予防規則第40条第1号により、含鉛塗料のかき落とし業務は「著しく困難な場合を除き、湿式によること。」と規定されているが、「著しく困難な場合」について、昭和42年3月31日付け基発第442号「鉛中毒予防規則の施行について」に示すとおり「サンドブラスト工法を用いる場合又は塗布面が鉄製であり、湿らせることにより錆の発生がある場合等をいうこと。」の他、剥離剤を吹き付けること等により「作業環境中の剥離剤濃度が高濃度になる場合において、送気マスクの適切な使用等の適切なばく露防止措置が講じられず」と下線部を追記。

さらに、「なお、最新の公共工事の仕様書等や日本産業規格では、上記通達の「サンドブラスト工法」という用語は使用されておらず、「ブラスト法」や「ブラスト処理方法」とされていることに留意すること。」と下線部を追記。

剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項 (令和7年12月26日改訂)

【改正】

「ブラスト工法 (サンドブラスト等)」を「ブラスト法」に改訂



ベンジルアルコール ※リスクアセスメント対象物質

有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・中枢神経系、腎臓に障害 ・強い眼刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・飲み込みまたは皮膚に接触すると有害
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用 ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用 (吸収缶の破過に注意) ・保護眼鏡、不透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

ジクロロメタン ※特定化学物質

有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・発がんのおそれ ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害 ・強い眼刺激、皮膚刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・吸入すると有害
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用 (吸収缶の破過に注意) ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用 (吸収缶の破過に注意) ・保護眼鏡、不透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、上記の物質を含まない場合も対策は必要です。

リーフレット➡

剥離剤による中毒が多発しています!



VIII 労働災害事例 ③ 動作の反動・無理な動作

「動作の反動・無理な動作」その多くは、いわゆる「腰痛」です。全産業の中で毎年「TOP3」に入るほど多発しており、第14次労働災害防止計画の重点対策にもなっています。

業務上の腰痛の発生原因は、重量物の反復・継続的な取扱い、見た目に反した重さ、無理な体勢・不自然な姿勢など様々です。

年齢を重ねるにつれ、筋肉や骨格の老化が進むことはご存じのとおりです。普段の生活姿勢(猫背やストレートネック)によって体の歪みが定着し、長年の作業姿勢、運動不足などが要因となり、またストレス等によって引き起こされるとする知見もあります。

以下をご参照いただき、職場の腰痛予防に取り組みましょう!

厚生労働省「腰痛予防対策」



産業保健スタッフのための新 腰痛対策マニュアル

令和3年度厚生労働科学研究費補助金/慢性の痛み政策研究事業 慢性の痛み患者への就労支援/仕事と治療の両立支援および労働生産性の向上に寄与するマニュアルの開発と普及・啓発
(研究代表者: 松平浩)



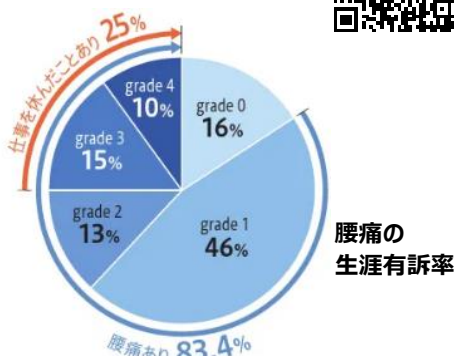
今日の腰痛予防対策マニュアル



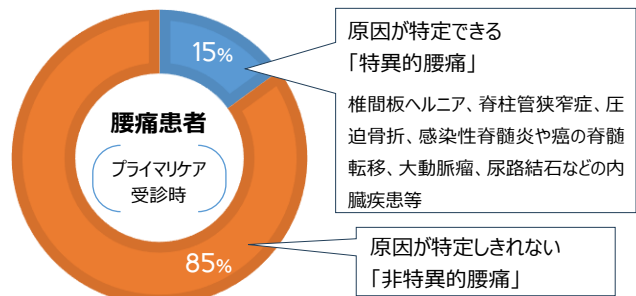
職場のあんぜんサイト「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」



職場における腰痛予防対策指針及び解説 (厚生労働省)



産業保健スタッフのための新 腰痛対策マニュアルより



特異的な所見や画像所見が乏しいことからその起源を明確にできないとされている。

「職場における腰痛の発症要因の解明に係る研究・開発・普及」研究報告書より

Ⅹ 産保センターメールマガジンにご登録を

独立行政法人労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センターでは、産業保健（労働者の健康、安全、メンタルヘルス、治療と仕事の両立支援等）に関する研修・セミナー、事業場の訪問支援、専門家による相談等を無料でを行っています。

また、毎月「メールマガジン」を発行し、研修・セミナー開催情報や各種支援策に関する情報提供を行っています。

岩手産業保健総合支援センターのメールマガジンにご登録頂き、会社の安全衛生対策、メンタルヘルス対策等にお役にください。

【メールマガジン登録方法】

岩手産業保健総合支援センタートップページから

»»» <https://www.iwates.johas.go.jp/>

↓ トップ画面の左側「お問い合わせ」をクリック

（こちらです）→



↓ 「必須」と記載のある項目を順番に入力

↓ 「問い合わせ内容」の項目で「メールマガジン申込」を選択

↓ 入力内容をチェック

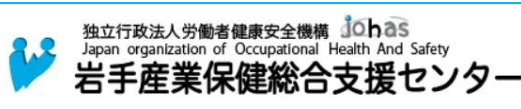
↓ 画面下の「送信する」をクリック 登録完了！



★ご意見、ご要望、お問合せ等も同様の方法です。

★センターのホームページは「スマホ対応」しています。

研修・セミナーのお申込み等ご利用ください。



盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス 14 階

X 治療と就業の両立支援指針

治療と就業の両立支援の取組みは、令和8年4月1日から努力義務です。治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）が公表されました。

指針の内容をご確認の上、適正なご対応をお願いします。



目次

- 1 治療と就業の両立支援の趣旨
- 2 労働安全衛生法との関係
- 3 治療と就業の両立支援を行うに当たっての留意事項
- 4 治療と就業の両立支援を行うための環境整備
- 5 治療と就業の両立支援の進め方

<参考資料>

- ・主な疾病別の留意事項
- ・様式集
- ・治療と就業の両立に関する支援制度・支援機関

リーフレット概要版

治療と就業の両立支援指針
(概要)



支援をご利用ください。

- ・[両立支援ナビ情報ポータルサイト](#)
- ・[両立支援コーディネーター](#)
- ・[産業保健総合支援センター（個別訪問支援）](#)

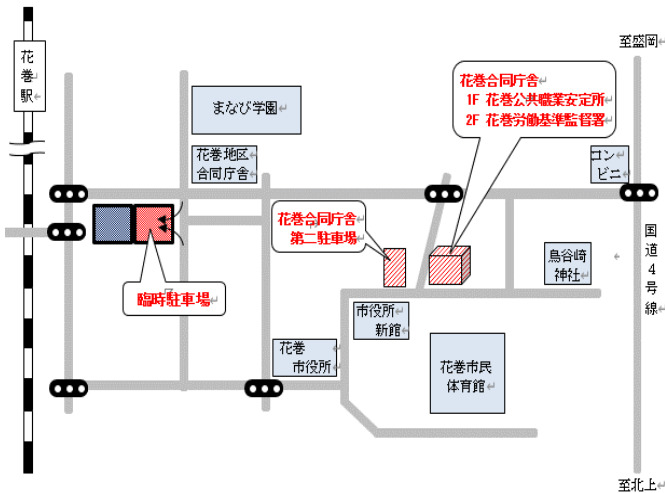
XI 「臨時駐車場」設置のお知らせ

花巻労働基準監督署及び花巻公共職業安定所は、繁忙期の駐車スペースの不足や混雑を緩和するため、以下のとおり臨時駐車場を設置しますのでお知らせいたします。

設置期間 令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）

設置場所 花巻市花城町3番14号（地図参照↓）

駐車台数 約20台

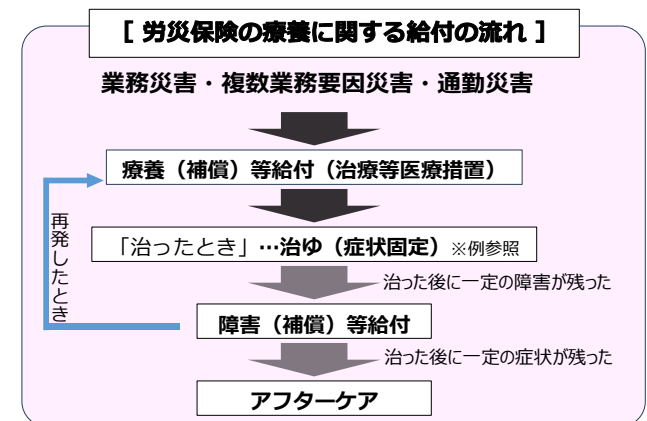


- ・駐車区画の線引き等はありません。ご利用の際には他の車両の出入りに支障がないようお気を付けください。
- ・駐車場内での事故・盗難につきましては一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ・騒音等の近隣の迷惑となる行為はおやめください。アイドリングストップにご協力ください。

XII 労災保険における「治ったとき」とは

労災保険では、労働者が業務または通勤が原因で傷病を被った場合、その傷病が治るまで必要な療養の給付を行っています。

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみではなく、傷病の症状が安定し、**医学上一般に認められた医療**（実験段階又は研究過程にある治療方法は含まない）を行っても、**その医療効果が期待できなくなった状態**（症状の回復・改善が期待できなくなった状態）をいい、この状態を労災保険では「**治ゆ**（症状固定）」といいます（※例参照）。



※ 治ゆ（症状固定）の例

例：切創等の創面が癒着した場合又は骨折で骨癒合した場合であって、疼痛等の症状が残っていても、その後の医療継続で改善が期待できなくなったとき。

例：骨癒合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時にはある程度改善されるが、数日経過すると元の状態に戻るという経過が一定期間にわたってみられるとき。

ご不明な点は労働基準監督署「労災課」にお問い合わせください。

労基法クイズの答え 問1：③ 問2：② 問3：③ 問4：① 問5：②

[労働条件通知書を適正に交付しましょう！](#)